

行政なんでも相談所の開設

9月3日(火)は弁護士への相談も受けられます。

日 時：第2、4週火曜日 13時00分～15時30分

※9月は毎週火曜日開催

場 所：世田谷郵便局（世田谷警察署側ロビー）

主 催：総務省 東京行政評価事務所

こんなお困りごとはありませんか…？

- ・ 樹木の枝が邪魔で、道路の案内標識がわかりづらい！
- ・ 土地の名義を変更したいが、どこで手続きをすればよいか！
- ・ 親が亡くなったので、相続の手続きについて知りたい！
- ・ 会社を辞めたが、退職金や失業手当はどうなるか知りたい！



相談は無料で、秘密は
厳守されます。予約は
不要（先着順）です。



お気軽にご相談
ください！

◎開設日によってお受けできる相談内容が異なりますので、必ず裏面をご確認ください。

＝ 行政なんでも相談所についてのお問い合わせ先 ＝

総務省東京行政評価事務所 行政相談課（電話：0570-090110）

（注）IP電話などをご利用の場合は、03-3363-1100におかけください。



令和元年度の開設予定

「行政なんでも相談所」は、あなたのまちの身近な場所で、暮らしの中のお困りごとやトラブル等について、お気軽にご相談いただくための相談所です。

この相談所では、毎回、総務省東京行政評価事務所の行政相談担当職員がご相談を受け付けているほか、定期的に各種専門家が同席し、ご相談に応じています。ご相談できることや、開設日程は以下のとおりです。

ご相談できること (担当)	開設日							相談内容の詳細
	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
法律 (弁護士)	3日	-	-	10日	-	-	10日	○法律問題全般 (家庭問題、金銭トラブルなど)
国の行政								
年金・労働 (社会保険労務士)	10日	8日	12日	-	14日	-	-	○年金に関すること ○雇用契約、労働問題に関することなど
国の行政								
相続・登記 (司法書士)	17日	-	26日	-	28日	25日	-	○相続放棄、遺産分割、遺言書作成に関すること ○不動産登記、贈与手続きに関すること ○会社設立・廃止、法人登記に関することなど
国の行政								
許認可 (行政書士)	24日	-	-	24日	-	-	24日	○相続手続等、内容証明、日本国籍取得に関することなど
国の行政								

◎ 総務省東京行政評価事務所では、国等の行政機関に関する行政相談を、電話でも受け付けています。

行政苦情110番 0570-090110 (平日8:30~17:15)

I P 電話などをご利用の場合は、電話番号 03-3363-1100 におかけください。



行政相談マスコット
キクーン

上記のなんでも行政相談所のほか、世田谷区担当の行政相談委員※による区役所での定例行政相談も開設し、国の行政機関等に関する行政相談を受け付けています。

※ 行政相談委員は総務大臣の委嘱を受けた民間有識者です。

●日 時：毎月第3火曜日 13:30~16:00

●場 所：世田谷区役所世田谷総合支所 相談コーナー（区役所第三庁舎1階）